

[公開草案]

「金融商品に関する会計基準（案）」

- 法人名：慶應義塾大学
- 部 署：商学部
- 役 職：教授
- 名 前：伊藤 眞
- 電話番号：
- メールアドレス：

■コメント：

企業会計基準委員会御中

今回の「金融商品に関する会計基準（案）」は、旧商法による新株予約権制度の導入、会社法の制定、純資産の部に関する会計基準の設定、会社計算規則の制定の対応する所用の改正であり、妥当なものであると考えます。

今回の改正に際し、さらに、次の点をご検討いただければ幸いです。

会計基準第 32 項では代替処理として認められている時価ヘッジ会計については、結論の背景の第 104 項で、「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には」という前提条件が付いており、実際は金融商品会計に関する実務指針で、その他有価証券のみが認められています。

この第 104 項の上記部分を削除することにより時価ヘッジ会計を代替処理として全面的に認められるようご検討されてはいかがでしょうか。なお、今回の改正に含めるという考え方もありますが、今後の課題とすることも考えられます。

この提案は次のような理由によります。

- 1．繰延ヘッジ損益を純資産の部において税効果後で繰り延べる場合、繰延ヘッジ損益の資産性又は負債性の問題は解決されましたが、ヘッジ対象の評価が原価法、低価法（原価を付す場合に限る）の場合には、繰延ヘッジ損益を相殺するヘッジ対象の評価損益があるのにもかかわらず、オフバランスとなるため、経済実態を適正に表示しないことになっている。
- 2．時価ヘッジ会計の必要性を感じている企業もあるように考えられる。
- 3．IASB との統合化の一つとして検討する必要がある。